

1. 議事日程（平成27年第3回北広島町議会定例会）

平成27年9月25日  
午前10時開議  
於 議 場

- 日程第1 審査報告 決算審査特別委員会の審査報告
- 日程第2 議案第67号 平成26年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第68号 平成26年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第69号 平成26年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第70号 平成26年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第71号 平成26年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第72号 平成26年度北広島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第73号 平成26年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第74号 平成26年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第75号 平成26年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第76号 平成26年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第77号 平成26年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第78号 平成26年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第14 議案第79号 平成26年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第80号 北広島町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第81号 北広島町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第82号 工事請負契約の締結について  
(簡易水道事業遠隔監視システム等電気設備更新工事)
- 日程第18 議案第83号 財産の取得について  
(芸北学校給食センター厨房機器等一式)
- 日程第19 議案第84号 財産の無償譲渡について  
(幼年消防用活動資器材(鼓笛隊セット))
- 日程第20 議案第85号 平成27年度北広島町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第86号 平成27年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第87号 平成27年度北広島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第23 議案第88号 平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第89号 平成27年度北広島町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第25 議案第90号 平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第26 議案第91号 平成27年度北広島町電気事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第27 議案第92号 平成27年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第28 議案第93号 平成27年度北広島町診療所特別会計補正予算(第1号)

- 日程第29 議案第94号 平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第95号 平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第96号 平成27年度北広島町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第32 議案第97号 工事請負契約の締結について  
（千代田開発センターリフレッシュ工事）
- 日程第33 審査報告 請願、陳情等常任委員会審査報告
- 日程第34 陳情審査 陳情第10号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める要請書
- 日程第35 陳情審査 要望第1号 「豊平中そば打ちクラブ」のご支援について
- 日程第36 陳情審査 陳情第13号 少人数学級推進、教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、意見書採択についての陳情書
- 日程第37 発議第12号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について
- 日程第38 発議第13号 定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について

2. 出席議員は次のとおりである。

1番 真倉和之	2番 中田節雄	3番 久茂谷美保之
4番 藤堂修壮	5番 梅尾泰文	6番 森脇誠悟
7番 柿原徳則	8番 室坂光治	9番 中村勝義
11番 浜田芳晴	12番 藤井勝丸	13番 蔵升芳信
14番 田村忠紘	15番 美濃孝二	16番 大林正行
17番 宮本裕之	18番 加計雅章	

3. 欠席議員は次のとおりである。

10番 伊藤久幸
7番 柿原徳則（午後1時から午後1時39分まで欠席）

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 箕野博司	副町長 空田賢治	教育長 池田庄策
芸北支所長 成瀬哲彦	大朝支所長 齋藤幸司	豊平支所長 多川信之
危機管理監 松浦誠	総務課長 古川達也	財政課長 信上英昭
企画課長 山根秀紀	税務課長 畑田正法	福祉課長 清見宣正
保健課長 多田誠子	農林課長 藤浦直人	建設課長 砂田寿紀
町民課長 輪田孔俊	上下水道課長 清水繁昭	消防長 田辺弘司
学校教育課長 石坪隆雄	生涯学習係長 槇野一也	商工観光課長 隅田好則
会計管理者 三宅正登	国土調査事務所長 石川斎	豊平病院事務部長 佐々木靖志

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 佐伯孝之 議会事務局 田辺五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） おはようございます。本定例会も本日が最終日となりました。本日は、質疑、答弁、採決となっております。質疑、答弁は要点のみ簡潔に行い、採決では起立なり挙手をはっきりわかるようお願いをしておきます。ただいまの出席議員は17名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 決算審査特別委員会の審査報告

○議長（加計雅章） 日程第1、決算審査特別委員会の審査報告を議題とします。議案第67号、平成26年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第79号、平成26年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定についてまでの決算関係議案13件については、決算審査特別委員会へ審査を付託しておりますので、その結果について報告を求めます。決算審査特別委員会、藤堂委員長。

○決算審査特別委員長（藤堂修壮） 決算審査について報告をいたします。平成27年9月25日北広島町議会議長、加計雅章様。決算審査特別委員会委員長、藤堂修壮。平成26年度北広島町各会計歳入歳出決算審査報告書。審査の対象。議案第67号、平成26年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第68号、平成26年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第69号、平成26年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第70号、平成26年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第71号、平成26年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第72号、平成26年度北広島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第73号、平成26年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第74号、平成26年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第75号、平成26年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第76号、平成26年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第77号、平成26年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第78号、平成26年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、議案

第79号、平成26年度北広島町豊平病院事業会計歳入歳出決算の認定について。審査の期間、平成27年9月14日から9月18日まで、審査の方法、平成27年9月8日、平成27年北広島町議会第3回定例会において決算審査特別委員会が設置され、平成26年度北広島町一般会計、10特別会計、水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、病院事業会計決算認定についての13議案について審査付託がありました。よって、9月14日に決算状況について各課から説明を求め、17日、18日に委員会において審査を行いました。審査は、各会計ごとに質疑全般の総括質疑、最後に本特別委員会としての採決を行いました。審査の結果、付託を受けた平成26年度北広島町決算認定関係13議案については、決算審査特別委員会として認定することに決定しました。なお、決算審査特別委員会での審査過程では、意見、要望も出ているので、今後の事業執行及び平成28年度予算編成の中に反映するよう強く要望いたします。平成26年度は、箕野町長体制の2年目の年であり、箕野町政が本格的に展開されていく年でありました。平成26年度の主要事業であった消防デジタル無線整備工事、町民温水プール工事、豊平プール工事などの大型のハード事業を実施しながら、地域の特性を生かす支所を拠点としたまちづくりや、新しく集落支援員が各支所に配置され、集落対策への取り組みがスタートいたしました。平成26年度決算、健全化判断比率の実質公債費比率16.7%、将来負担比率95.9%は、昨年対比すると、確実に財政健全化へ向かっております。しかし、行政類似団体を見ますと、まだ下位に位置しております。本町の財政状況については、平成21年度策定の第2次行政改革大綱に基づき、集中的な推進が図られた結果、平成26年度決算と合併時を比較すると、普通会計における町債残高は66億円減少の184億円となり、財政調整基金の積立金は約19億円の増加の20億円となっております。本委員会では、14日に主要施策の成果に関する調書を主体として、決算状況の説明を受けました。17日、18日、本委員会の質疑では、一層の財政健全化を求めるために、各会計とも収入未済額に対しての質疑が多く出ております。特に町税、分担金及び負担金、使用料、財産収入等の取り組み、不納欠損へ至る過程、今後の対策等、債権管理について具体的な質疑応答が繰り広げられました。また、今決算で、保育料滞納分の調定漏れがあったことは、事務処理上の瑕疵であることはもちろんのこと、滞納額縮減への取り組みがなされていないと言わざるを得ません。適正な会計管理の徹底と公平・公正な行政を念頭に債権回収の全庁的な取り組みを強く求めるものであります。

その他、各種保険料、コピー料、バス料金等について質疑が行われました。町外在住の職員のふるさと寄附を求める声が上がっております。豊平病院については、医師の確保を最優先しながら、総合的な病院のあり方についても検討する必要があります。高齢化が進む中、行政には、住民の生活向上、福祉サービスの充実が求められていることは言うまでもありません。本委員会での審査過程の意見等を再度認識するとともに、限られた財源で最大の効果が上げられるよう、町長、管理職及び職員個々がより厳しさをもちて執行に当たられることを強く要望し、報告といたします。

○議長（加計雅章） これで委員長報告を終わります。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第67号 平成26年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（加計雅章） 日程第2、議案第67号、平成26年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います、討論はありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第67号、北広島町一般会計歳入歳出決算の認定について反対討論を行います。理由の第1は、住宅新築資金貸付金です。元利合わせ26件、5006万円に上るにもかかわらず、計画どおり返済しているのは1件のみで、町民の財産であるにもかかわらず、毎年不納欠損として債権を放棄しています。にもかかわらず、町民課長は、対策はなかなかできていないことを認めています。町執行部ができないというなら、詳しい内容を議会に示し、ともに対策を考える必要があるのではないかと今回も提案しましたが、その考えはないとのこと。財政が厳しく、日ごろから、他の滞納については、徴収は公平にというのに、5000万円もの債権を真剣に解決しようとしなないことがあっては、とても認めることはできません。第2は、解放団体補助金であります。国の措置が終了したにもかかわらず、他の自治体のように、なぜ一般行政に移行できないのか説明を求めたところ、副町長は、補助金のあり方が妥当かどうか検討すると約束はしました。しかし、この補助金は大きな意味があると強化するようでは、とても認めることはできません。第3は、千代田の町民温水プールです。このプールは、全町民のセンタープールとして、多額の建設費と、毎年3500万円のお金をつぎ込んでいる施設であります。昨年10月に供用開始して約1年たちますが、プール利用者は、目標の2万人に遠く及ばず、その半分の約1万人にとどまっています。まして、全町民が利用できているかどうか、町として全く調べるつもりがないことは無責任きわまりなく、町民はとても納得できないと考えます。また、小学生の利用はどうか、夏休み期間中の8月1カ月の利用者は551人で、八重東小学校と壬生小学校合わせると285人の在校生がありますが、これらを踏まえると、1カ月で1人平均2日しか利用していないことが明らかとなりました。このように、全町民が利用できず、利用者が限られているにもかかわらず、今後多額の費用をつぎ込み続けていかなければならないこと、学校プールとしても夏休み、児童が気軽に使えないことを考えると、とてもこの決算を認めることはできません。以上、主な理由として、この決算を認定することはできません。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（加計雅章） 次に、賛成討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（加計雅章） 起立多数です。したがって、議案第67号、平成26年度北広島町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第68号 平成26年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（加計雅章） 日程第3、議案第68号、平成26年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います、討論はありませんか。

15番、美濃議員。

- 15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第68号、北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。国民健康保険は、国民皆保険を支えるものであります。しかし、国が補助割合を引き下げ中、町民の負担は増え、収入の1割にもなり、とても払えないと悲鳴が上がっているのが実態であります。これは町民課長も負担感が高いと思っていることを認めました。しかし、町は、滞納者に対し、窓口で10割の医療費を支払わなくてはならない資格証の発行をやめるつもりがなく、平成26年度も44件発行しています。これでは、お金がないと医者にかかれず、命を削ることにつながります。また、支出を減らし、国保税を引き下げするためにはジェネリック後発医薬品の利用促進が必要であります。そのためには、医者が後発医薬品を勧めることが一番という意見が多数あります。にもかかわらず、医師の考え方、それぞれの思いがあり、温度差があるとの消極的な姿勢では、とてもジェネリック医薬品の利用促進は進みません。これではかけ声だけであり、国保税の負担軽減にはつながりません。以上、主な理由として反対するものです。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（加計雅章） 賛成討論ありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（加計雅章） 起立多数です。したがって、議案第68号、平成26年度北広島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり、認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第69号 平成26年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（加計雅章） 日程第4、議案第69号、平成26年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について、委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第69号、平成26年度北広島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり、認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第70号 平成26年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（加計雅章） 日程第5、議案第70号、平成26年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたしま

す。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第70号、平成26年度北広島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり、認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第71号 平成26年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（加計雅章） 日程第6、議案第71号、平成26年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第71号、平成26年度北広島町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり、認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第72号 平成26年度北広島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（加計雅章） 日程第7、議案第72号、平成26年度北広島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第72号、平成26年度北広島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり、認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第73号 平成26年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（加計雅章） 日程第8、議案第73号、平成26年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。

ます。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第73号、平成26年度北広島町電気事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり、認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第74号 平成26年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（加計雅章） 日程第9、議案第74号、平成26年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第74号、平成26年度北広島町芸北財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり、認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第75号 平成26年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（加計雅章） 日程第10、議案第75号、平成26年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第75号、平成26年度北広島町診療所特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり、認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第76号 平成26年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（加計雅章） 日程第11、議案第76号、平成26年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第76号、平成26年度北広島町情報基盤整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり、認定と決定いたし



ました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第77号 平成26年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議長（加計雅章） 日程第12、議案第77号、平成26年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います。15番、美濃議員。
- 15番（美濃孝二） 議案第77号、北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。後期医療保険制度は、年齢で差別する最悪の医療保険制度であります。また、少ない年金から強制的に天引きされ、高齢者の暮らしの痛みを無視する冷たい制度であり、多くの町民から、何とかしてほしいとの悲鳴が上がっています。にもかかわらず、昨年度で6件も差し押さえを行うなど、県内の他自治体と比べても極めて冷たい自治体であります。お年寄りを差別し、苦しめる制度は廃止することこそが必要であり、その決算はとでも認めることはできません。議員各位のご賛同をお願いします。
- 議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。賛成討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）
- 議長（加計雅章） 起立多数です。したがって、議案第77号、平成26年度北広島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり、認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第78号 平成26年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

- 議長（加計雅章） 日程第13、議案第78号、平成26年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について委員長の報告は原案可決及び認定です。委員長の報告のとおり、原案可決及び認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第78号、平成26年度北広島町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、委員長の報告のとおり、原案可決及び認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第79号 平成26年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定について

○議長（加計雅章） 日程第14、議案第79号、平成26年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定についてを議題とします。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案について委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第79号、平成26年度北広島町豊平病院事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第80号 北広島町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第15、議案第80号、北広島町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。2つほど伺いますが、1つは、今国会での改正により、新たにマイナンバーを付番する情報及びこれまでとあわせて、どの情報まで広がったのかを伺います。また、今回の公的年金個人情報の大量流出は、公的機関の個人情報管理において絶対安全などないことを示しました。マイナンバー制度では、情報がひとたび流出したら、なりすまし被害などで致命的な被害をこうむるおそれがあります。マイナンバー制度の前提が崩れ、同制度の危険性が改めて浮彫りになったと言わざるを得ません。そこで伺いますが、膨大な個人情報が保護され、情報流出などの懸念が払拭できるとお考えなのかどうか伺います。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 今回の個人情報保護条例のご質問という、マイナンバー番号法については私のほうで答える権限ございませんので、預金情報、改正によって、広がったということと、年金については先送りになったということが大きな2点ではないかなと思っております。今回の個人情報保護条例の改正についてですけれども、これは番号法の施行に伴って、それに合わせてこの条例を改正するというものでございます。マイナンバーについては、確かに個人情報の流出ということで懸念されることはございますけれども、当町といたしましては、個人情報を管理する基幹システム、それから通常に使っております情報系のシステムとを切り離しておりますので、こちらについてはハード的な面では切り離された情報を確保できるというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 先ほど、今回の国会で、預金とありますが、預金だけじゃなくて、健康診断情報など民間企業が扱う情報にも拡大をしているわけです。そういう情報を自治体だけの扱いじゃなくて、これは全部マイナンバー制度法を前提としているわけですから、しっかりと情報をつかんでおかないと、やはりその対応に問題があるんじゃないかと思うんです。それで、情報流出などの懸念はあるかと言ったんですか、ないというふうなこと言いましたが、中国新聞の9月13日付の報道によりますと、共同通信が全国調査をしております、これは94.8%の自治体が回答しているんですが、その中で自治体、60%が安全策については不安だと

いうふうに言っているわけです。やや不安が54.2、大いに不安が5.8、問題ない、これは33%と、3分の2の自治体が不安を持っているんですが、このアンケート調査に対して、これは委員会でも指摘して、調べておくように言っておきましたが、北広島町はどのように回答したのか、お答えください。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 共同通信の8月のアンケートということでございますが、当町も回答しております。まず、セキュリティ対策の準備は進んでいますかという質問に対しましては、一定程度進んでいるが、やや不安があるという回答です。それから、その中で、具体的にどのような問題がありますか。これは具体的な例を挙げて複数回答するようにと設問してありますけれども、これにつきましては、国からの情報提供が不十分であるという回答をもらっております。それから、基幹系システムとインターネットにつながる情報系システムとは接続をしていますか、分離していますか。こういった質問には、既にネットワーク回線を別々に設け、物理的に分離しているという回答しております。以上です。

○議長（加計雅章） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 回答された内容がありましたが、結局万全の対策はとられていないと、9月段階ですけど。9月段階で、現時点どうかというのはあるかもしれませんが、多くの自治体が不安を持っている。それで一番心配なのは、万一、北広島町民の情報が流出した場合、誰が責任を持つのか。どう責任をとるのか。もう3回目なんで、次の質問ができない形になってしまったので、はっきりとお答えください。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 情報セキュリティ、この組織体制というものをつくっております、最高情報統括責任者、CIO、といいますけれども、これは当町の場合、副町長ということになっております。それから、最高情報セキュリティ責任者、CISO、ですけれどもこれは総務課長、その下にシステムを管理する担当の職員を置いているといった状況になっております。ですから、このセキュリティの情報統括責任者を筆頭に情報管理していくということになってます。責任をとるというのは、町全体として責任をとっていくということになるかと思えますけれども。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃孝二です。議案第80号、北広島町個人情報保護条例の一部を改正する条例に対し、反対討論を行います。マイナンバー制度に対し、多くの国民や事業所から不安や疑問の声が上がっています。そのような不安の中、今年10月から、国民へ番号通知が送られ、来年1月から利用が開始されます。この制度は、赤ちゃんからお年寄りまで、住民登録している人全員に生涯変えられない番号をつけ、その人の納税や社会保障給付などの情報をデータベース化し、国が一元的に管理し、利用する仕組みとなっています。さらに政府は、国民の預貯金や健康診断情報など民間企業が扱う情報にも拡大する法案を今国会で成立させ、今後、カルテや診療報酬明細など医療情報、戸籍や旅券、自動車登録など、次々と拡大する方針であります。さらに初期投資が約3000億円、年間300億円の経費をかけながら、まともなメリットを示すこともできない制度であります。にもかかわらず、膨大な個人情報の流出が守れないことです。年金個人情報が大量に流出したことは、公的機関の個人情報管理の脆弱

性と、絶対安全など全くないことを示しました。行政だけでなく、今後取り扱いが全ての事業所にも広がり、どこからか一度その情報が漏れると流通売買され、取り返しがきかなくなることは明らかです。万一、北広島町民の情報が流出した場合、どう責任をとるかについてはっきりとした答弁もありませんでした。さらに、この制度は、業者や国、地方自治体には多額な負担を求めながら、国民や中小業者にはほとんど恩恵がない制度であり、国民の納税や社会保障給付などの情報を国が管理して、税金や社会保険料などの徴収強化と社会保障の給付抑制に使われかねない制度です。北広島町長にとって必要なことは、国に対し、廃止または安全が確保されるまで実施を延期するよう求めることです。以上、主な理由として、この議案に反対をいたします。また、次の議案第81号についても、マイナンバー制度を前提とした条例改正でありますので、以上の理由で反対する意思を表明しておきます。議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（加計雅章） ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。（起立多数）

○議長（加計雅章） 起立多数です。したがって、議案第80号、北広島町個人情報保護条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第16 議案第81号 北広島町手数料条例の一部を改正する条例

○議長（加計雅章） 日程第16、議案第81号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手多数）

○議長（加計雅章） 挙手多数です。したがって、議案第81号、北広島町手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 議案第82号 工事請負契約の締結について

○議長（加計雅章） 日程第17、議案第82号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 5番、梅尾であります。この工事請負契約の締結でありますけども、水道の関係の遠隔監視ができるシステムということであります。芸北地区と千代田地区ということですが、以前、芸北も既にこういう監視システムというのを導入しているというふうにお聞きしたことがあります、それとは異なるという状況だろうとは思いますが、事情をお聞きしたいというふうに思います。それから請負金額が3800万円余りでありますけども、

予定価格と入札社が何社あったのか。そして、よく契約を交わした後に変更契約をするということが事例として何回かあったわけでありますけれども、そこも含めていきさつ、これからの方向というのをお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（清水繁昭） まず、このシステムでございますが、芸北地区には、既にもう構築されているのではないかと、それと異なるものかどうかというご質問でございますが、確かに芸北地区、大朝地区はそれぞれの地域で構築ができております。ただ、今回の補助対象となりますのが10年以上の老朽化したものということが対象となっております。それによりまして、今年度は、芸北地区の10年以上経過したものを更新すると。そういったものと、可能な限り、NTT回線使っておりますものをきたひろネット回線に切りかえるという工事の内容でございます。それと予定価格でございますけれども、予定価格5251万5692円、税込みでございます。入札社数でございますが、1社でございます。変更契約についてでございますけれども、当初と何らかの大きな変更等がなければ、この契約金額のまま、最終的に工事が完成すればお支払いするという事となるかと考えております。以上です。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 芸北の状況についてはわかりましたけれども、予定価格と落札価格が随分と差があるようで、今、計算機がないんでわかりませんが、60%から70%ぐらいの落札率というふうなことになるのでしょうか。そこは数字でお伝えいただければというふうに思います。仮に、よほどのことがない限り変更はないということではありますが、この落札をした金額と予定価格の額が随分ありますから、また、仮に変更増ということがあったにしても、その予定価格の差額の範囲の中であれば、また変更されるというふうなことが予想されるのかなというふうに思いますけれども、そこもあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（加計雅章） 上下水道課長。

○上下水道課長（清水繁昭） まず、落札率のほうの計算でございますが、73.5%となっております。それと、もう一度変更増のことでございますけれども、現在構築しておりますシステムについて、今の現在の能力といいますか、そういったものを確保できるものであるとすれば変更等するつもりはございません。ただ、今が変更前と同程度の機能を持たすものでございますので、今後それぞれの各支所の担当者と業者会わせまして打ち合わせをしたいと思っておりますけれども、その中で、今まで使ってきた中で、こういった機能もまだ欲しいとか、そういった部分につきましては、予算のこともございますので、そういった部分も加味しながら検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第82号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第83号 財産の取得について

- 議長（加計雅章） 日程第18、議案第83号、財産の取得についてを議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。5番、梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 5番、梅尾でございます。この財産の取得についても先ほどのお聞きをしたことと同じこととお聞きをしてみたいと思います。まず、これは芸北学校給食センターの厨房機器の一式であります。これの予定価格、それから入札社の数をまずお聞きしてみたいと思います。
- 議長（加計雅章） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） 厨房機器の予定価格でございますが、4012万2000円でございます。入札社数でございますけれども、7社でございます。以上でございます。
- 議長（加計雅章） 梅尾議員。
- 5番（梅尾泰文） 入札社数が7社であります、全て町内ということでは多分ないと、これ自体も安佐南区ですから、7社のうちの1社であります、金額で入札金額、上限の金額と下限の金額、トップの金額は幾らで入札をされましたか。
- 議長（加計雅章） 財政課長。
- 財政課長（信上英昭） それでは、入札の件につきまして、財政課のほうからご答弁申し上げます。先ほどございましたように、この案件につきましては、7社の指名競争入札で行っております。この7社につきましては、全社、町外の専門業者ということでございます。金額でございますが、入札のほうは税抜きで行っておりますので、税抜きでお知らせをいたします。一番高い金額は3992万円です。以上です。
- 議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第83号、財産の取得については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第84号 財産の無償譲渡について

- 議長（加計雅章） 日程第19、議案第84号、財産の無償譲渡についてを議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第84号、財産の無償譲渡については原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。11時5分より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10時 52分 休憩

午前 11時 05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第85号 平成27年度北広島町一般会計補正予算（第3号）

○議長（加計雅章） 日程第20、議案第85号、平成27年度北広島町一般会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありますか。1番、真倉議員。

○1番（真倉和之） それでは6ページ、ふるさと寄附金、これは確かに、ふるさと寄附金はいただくことはありがたいんですが、これ歳出の34ページ、諸支出金の中で、特定目的基金費というので、これはふるさと寄附金は特別基金ということで積んでいくということですね。それと件数が幾らあるのか、お聞かせいただきたいと思います。もう1件、歳出の2ページの地域集会所管理費、これはどこの地域集会所の管理費なのか、これ委託料であります、お聞きをしてみたいと思います。以上、2点ほど初めに聞きたいと思います。

○議長（加計雅章） 財政課長。

○財政課長（信上英昭） それでは、まず、1点目のふるさと寄附金につきましてご答弁申し上げます。歳入の6ページに、ふるさと寄附金ということで、1134万円の補正をお願いしております。同様に、歳出のほうで、34ページに特定目的基金費ということで、積立金同額をふるさと寄附金として基金のほうへ積むように今回はさせていただいております。この件数をとということでございますけれど、本年度の上半期の状況を見て、通年、27年度でこれぐらい、1100万余り加算して入ってくるのではないかという見込みのもとに今回は上げさせていただいておりますので、件数のほうは、今のところ不明でございます。以上です。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 地域集会所管理の委託料でございますけども、これは戸谷地区の基幹集会所の設計業務と同じ戸谷老人憩いの家の解体工事設計積算業務でございます。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 12ページ、多面的機能の支払い事業であります、これについて、支払いのことについてお聞きをしてみたいと思います。言いますのが、この多面的機能支払い事業は国からくれるお金ですね、これが7月、12月、3月じゃないかと思うんです。この比率は、7月が51%、12月が30%、3月が19%だろうと思うんです。この事業は、もと農地・水の関係でありましたが、これでは、河川の草刈りやら水路の泥上げ、農道の草刈りなど、共同活動が中心で、草が一番繁茂する時期の仕事なんです。そうすると、7月の51%では、あとの支払いが足らんようになるんです。出夫いただいた人への日当といいますか、謝礼といい

ますか、それが払われておりますが、ここを51%を12月の入金まで言うたら、ここで未払いが地域発生してくるんです。これを早くするか、あるいは7月分を81%ぐらいの比率に変えることはできんか、これ国の事業でありますので、どうこうは言われんとはありますが、できるだけそうせんと、その間、未払いで労務費がおるんです。そこらのことが何とかできんものかどうか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 多面的機能支払いの支払いのことでのご質問でございます。今の件については、地域からも伺っております。今年、2回に分けて支払いさせていただこうと、当初考えてたんですが、結局、県からの指導もありまして、3回に分けて払わせてもらうようになると思います。7月に51%、今回、今年度についてはもう一回目は支払いさせていただいております。12月にどの程度払えるかというところは、ちょっと協議させていただいて、できるだけ早目に取り組みの組織に支払いさせてもらうようには検討させていただきます。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 答弁いただきましたが、これは非常にありがたい事業なんですよ。と言いますのは、集落で、その家が年をとった人は、町から帰ってきたりして出てくれるんです。だから地域の人が知らんような息子さん、あれはあそこの長男、私がどここの長男ですよというようなこともあって、非常にこのものは、地域の人が寄って話をするのになかなかいい機会だと、コミュニティつくっていくのに非常にいい機会だと思いますが、この金は全額国費なんか、県費で何ぼ入るのか、町費が何ぼ入るのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（加計雅章） 農林課長。

○農林課長（藤浦直人） 多面的機能支払い交付金の負担割合でございますが、国が50%、県が25%、町が25%を持ち寄って、取り組みさせていただいている組織へ交付させていただいております。

○議長（加計雅章） 真倉議員。

○1番（真倉和之） 先ほども言いましたが、そういうことがあるので、できるだけ早く支払うことを考えてあげていただきたいと。これが私の質問の趣旨でありますので、その取り組みをお願いしていきたいと思います。以上です。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。5番、梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 5番、梅尾泰文でございます。今回の補正予算には数字が動くということで提案をしてもらっていませんけれども、今、まさに5年に1回の国勢調査、大事な調査が全国的に行われております。調査員さんが今いろいろな地域で何度もお家に足を運んだりしながら、いろいろと孤軍奮闘しておられる状況をお聞きしております。そして今回特にインターネットでも情報を送ることができますよというふうなこともありまして、調査員さんも、あるいはそういうこともできますよということを知っておられる町民の方も非常に便利な反面、複雑化してきたということもあるわけでございます。今は一生懸命、7000数戸のお家を訪ねてしておられると思いますけども、今の状況をお聞きをしてみたいというふうに思っています。細かい件数とか金額とかというふうなことをお聞きしようというふうには思いませんけども、いろいろな調査員からのご不満、あるいは、どうにかならないのというふうなことがあろうというふうに思いますので、それを1点お聞きをしたい。それから2点目は、歳出の4ページの返還金が1700幾らありますけども、その中身をお教え願いたいなというふうに思っています。



それから8ページの下段でございます。保育所の運営事業であります、375万2000円の減ということでもあります。園児数が減ったのか、あるいは、そういうことではない理由で数字が補正減になる提案がされているのかということをお聞きしたい。最後に、もう1点、決算審査特別委員会の中で、小学校、中学校のバス通学に伴う補助についてお聞きをしました。平成26年度の決算においては、小学校のバス通学の補助についての件数が10件ございました。中学校についても同じ件数の10件でございました。決算で出た件数と、それから、今年から特に新たに今まで行っていた方針ではない方針を打ち立てられて、今まで支給をしていたバスの通学手当の補助の支給をしていた方については引き続き行うけれども、新たに小学校1年生、あるいは中学校1年生に入る人から、ことを変えて、今までの制度とは違う形で支給はしないというふうな決定をされたやに聞いておりますけれども、その状況を詳しくお聞きしたい。件数もお聞きしたいというふうに思っています。1回目、質問は4点でございます。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 国勢調査の状況というご質問、これは補正予算の関係でございましょうか。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 今、私も冒頭にお断りをして、予算書の増減額にはないですけどもということでお話を冒頭にしてから質問させていただいたんですけども、議長の許可を得て発言をさせていただいたという、これは大きな日本にとっての非常に大事な事業でございます。その事業の中の動きを私のほうにも今調査員さんからいろいろな何とかならないのかなというのを聞いていますから、私が聞いているということは、主管課がもっとそのことを聞いていच्छやるし、受けとめてもらっていないといけないぐらい本当に大事な調査でございます。でありますから、議長のほうに許可を求めてお聞きをしたということでございます。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 国勢調査、現在行っておりますけれども、9月の20日時点でインターネット調査が終了いたしております。このインターネットにご回答いただけなかった世帯に対しまして、今月26日から、今度はペーパーでの調査票の配布という流れになっております。当町においては、約40%のインターネット回答があったという結果を聞いております。調査員さんが大変苦勞されているというのは重々存じております。遠慮なく担当課のほうにご相談をしていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（加計雅章） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） それでは小中学校通学弾力化の数字についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。26年度は、先ほどありましたように、小中学校10件、10件ということでございます。27年度でございますけれども、弾力化については、小学校が5件、中学校が9件でございます。それから次に、制度改正に伴って該当にならなかった方ということでございますけれども、これにつきましては3件でございます。次に、方針につきましては教育長のほうからご説明をさせていただきます。以上でございます。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） ただいまの新しい方針ということでご質問いただいておりますけれども、質問の本旨は、弾力化によって、補助していたのをなぜ中止をしたのかということでございますか。まず、学校の指定というものがございますけれども、市町村教育委員会は、市町村の中に、

小学校、中学校が2校以上ある場合は、就学予定者に対して、就学すべき学校を指定をするというふうになっております。もう1つは学区というのがございます。就学指定をする判断基準として、教育委員会があらかじめ区域を指定をいたしますけれども、この通学区域につきましては、就学の学校の指定が恣意的になったり、あるいは保護者に不公平感を与えたりすることのないようにすることを目的としまして、道路、河川、地理的条件、あるいは地域社会がこれまでつくられてきた長い歴史的経緯や住民感情踏まえて通学区域を指定をしております。しかしながら、義務教育学校で、さまざまな事情により学校を変更したい場合がございます。これは、まず指定学校の変更といひまして、市町村内で学校を変えることができます。これはクラブ活動、住居等の理由でございますが、通学費は出しておりません。遠距離の場合ですね。それから区域外就学というのもございますが、これは私立学校及び国公立の小中学校に通う場合、または市町をまたぐ場合は、市町の協議によって区域外就学することができます。もう1点、このことがただいまの質問でありますけれども、いわゆる弾力化でございます。弾力化については、行革の規制緩和によりまして、平成9年から、当時の文部省が通知を出したものでございます。そういう中で、クラブ活動であるとか、さまざまな状況によって、学校を自由選択するというふうになってまいりました。こういう中で、北広島町は、平成19年から、この学校選択制を実施をしております。原則定めております通学区域の学校に就学しなければなりません。この選択制によります弾力化では、保護者の希望で就学させることができるようになりました。この制度によります通学費の補助は、北広島町は距離、小学校4キロ、中学校6キロで補助してはいたしましたが、年々希望者の減少、それから本制度によります通学費の補助を行っているのは県内北広島町だけでございますし、小中一貫教育の推進、あるいはふるさと夢プロジェクトの推進の中で、保護者の希望で学校選択される場合は通学費の補助は適当でないというふうに判断をいたしました。以上です。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宜正） それでは4ページの返還金についてお答えをいたします。この返還金につきましては、平成26年度事業精算により返還金が生じたものでございます。具体的には、生活保護費の国庫負担金の返還金、これが約1400万円あります。それから障害者自立支援給付費の国、県の負担金の返還金が220万、あと特別障害者手当給付費の国庫負担金の返還等々が約40万余りあります。続いて8ページの保育所運営事業につきましては、これ、職員1人が産休から育児休暇の取得をしたということで減額補正としております。以上です。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） まず、国勢調査でありますけれども、いろいろなことがあれば遠慮なく町の担当課のほうにご相談くださいということでありました。多分相談はいつてるだろうと思えますけれども、今、この町にはマンションであるとかアパート、どなたが住んでおられるかわからない、表札がない。けれども、誰々さんのところに調査をしてくださいというふうにありますから、特定をするというところまでしなくてはいけないし、1カ所のところに3回は行かなくてはならないというふうなことが説明会のときにもあったそうではありますが、行くにしてもなかなかたどり着けない、特定できないというふうなことがあるんです。そういうふうなのを相談に行っても、あっそうですか、それでも行ってみてくださいということぐらいしか返ってこないんじゃないかと思うんですけども、そういうところの部分をどうカバーしていけばいいのかというのをお教え願えればというふうに思います。それから歳出の4ページであります。

1700万の償還金のうち、先ほど生活保護、あるいは障害者の返済がありますというふうにお伝えをいただいたわけでありまして、町のほうが、そのものを国なり県なりに返還をするということでありまして、受給者であった方たちからの歳入の部分がどこかに出てこなければいけないわけですが、当然同額があるのが一番いいわけであろうと思いますが、そういう類のものではないんですか。本人に、個人に給付したものを国なりに返還するというのはわかりました。受給された人がどこかに支給されたところに支払うという部分は、この予算書の中の歳入には入ってこないということでしょうか。それから教育委員会の答弁であります。教育委員会も一生懸命いろいろと考えて策を練られたといいますか、制度改革をしたということですが、私は制度改革をしたというふうなことをお聞きした気がしないであります。方針の変更されたということはあるのかもしれませんが、教育長の答弁の中に、希望者が減ってきたということがありましたが、希望者が減ってこようが増えようが、方針決定にはあまりつながらないのではないのかなというふうにも思います。それから、県内で我が町だけがそのことをしていたということは、大変すばらしいことであるし、町をアピールするということでも、逆に特色あるといいますか、そういうまちづくりになってるんだ、貢献してるんだと。どこでも行きたいところに行って教育を受けることができるんだよという後押しになっているというふうな考え方ができないのだろうか。それと、4月から実施をされているようでありますが、今まで支給されていた方には支給が継続している。新たにその該当者になった1年生の保護者のところには今度は負担をしていただくということで、当然保護者の方に説明はされているというのは、私も当然のことだろうというふうに思いますが、それは今まで受けておられた方も、新たにその該当者になった3人の方も同じように説明をしておられる、同席のところで説明しておられるという状況にはなっていないと思います。それは該当した3名の方には懇切丁寧に事情の説明をされたらというふうに思いますが、そのあたりの一貫性というか、支給される方と支給されない方があるわけですから、そのことをみんなが共通して、理解して認識をすることができたのかどうなのかというのもお聞きしてみたいと思います。

○議長（加計雅章） 福祉課長。

○福祉課長（清見宜正） 返還金につきましてですけれども、これについては、当初申請しました国庫金が実際に実績額よりも下回ったために返還したというものであります。個人等々については関係ございません。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） 確かに特色と捉えるという考え方もあると思いますけれども、義務教育でございますので、公平・公正・中立というのが原則だと思っております。特別の一つの地域のみを、この地域は通学費は許可しますよではなくて、もしやるのであれば、全町全て同じような条件にする必要があると思います。しかし、議員のほうには、委員会のところでも少し説明いたしましたけれども、学校は学級編制というのがあります。例えば次の1年生が何人入ってくるから施設設備、あるいは教員の数はこれぐらい要りますよという準備をする必要がございます。そのあたりは、単町だけでできないものもございます。特に教員の配置につきましては、県費負担教職員制度でございますので、県教委が学級数によって教員の配当をしてくれます。ですから、そのあたりも考えまして、全体的に各学校のバランスもとりながら、これまでの通学費の補助を行っていたところもしっかり検証もしまして、教育委員会議の中でも十分話をして決定をしたところです。それから説明につきましては、当該の方には説明をいたしております。

す。以上です。

○議長（加計雅章） 総務課長。

○総務課長（古川達也） 国勢調査のことですけれども、議員おっしゃられたように、調査員さんの方には3回は訪問をお願いをしております。それでも会えないというときには、ポストのほうに調査票を入れてくださいというお願いをしております。できるだけ100%の調査を目指したいわけですけれども、なかなかそこにはいかないというのが現実でございます。これまでの調査にしても町の担当のほうで調査を行ったというようなこともございます。調査員さんの方には安全面に十分気をつけていただいて、調査をしていただきたい。相談についても随時受けております。毎日ほぼ調査員さんが訪ねてこられて、総務課のほうでご相談をさせていただいているような状況でございますので、本当に遠慮なく、困ったときにはご相談をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） 国勢調査の件でございます。本当に大事な数字を求める大きな事業だというふうに思います。何度もお家のほうに行かれたり、多分家の中におってんだがなと思っても、なかなか出してもらえない。何年か前に、もう20年ぐらい前になるかもしれませんが、国勢調査の調査員さんがお家に訪ねられて殺人事件に巻き込まれるというふうなこともあったわけでありまして。そういうこともありますから、本当に慎重に注意を払いながら行うということもあって、行かなければならんけども、状況的に足が向かないというふうなこともあったりすると思うんですけども、それを役場の担当課のほうで、単に言葉で言うんじゃなくて、じゃあ私が行きましょうというわけにいかないはずですから、非常にその辺のところをしっかりと認識をされて取り組みをしていただきたいというふうに思っています。答弁があればお答え願いたいと思います。それから福祉課長のほうですけども、ですから、障害者、あるいは生活保護の個人給付のことと、この償還金については全く因果関係はないという、因果関係はありますけども、返還金については全く問題ないという、つながりはないということで結構ですね。それから学校の通学バスのことでも、義務教育だから、公正・公平にということでもあります。それは確かにそうでありまして、と言いながらも、今までが公正・公平の立場に立って支給をしていなかったんですか。物事の考え方からいえば、今までは特別扱いをしていたということが、裏返して言えばそういうことなんですね。全町取り組めば、規則なり何かをつくれればできるというふうにおっしゃいましたから、そこをつくってでもしていこうということになぜならないのかなと。当該者にそのことの説明をしましたということですか。その当該者というのが、先ほど私も言いましたように、今年該当になられた3名の、自己負担をしなくてはならなくなった、今までは負担しなくてもよかったけども、負担しなくてはならなくなった3名の方が当該者ということでおっしゃったんだろうかなと思うんですが、そのところが、いや、そうではなくて、今まで出ていた人で、これからも出るよという人も含めて当該者なんですよということなのか。特色ある部分のしっかり打ち出させていただいて、本当に公正・公平なということを思っておられるんなら、もう一度振り返ってみたいというふうに思っています。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） 特別扱いとおっしゃいましたが、特別扱いというふうには考えておりませんので、もともと、先ほど冒頭に説明いたしました、通学区域の弾力化の制度、指定された

学校以外も学校に入学することができますよという制度、これは当然大事なことでありますし、残しております。しかし、それに対して通学費の補助を行うということについては、数年間取り組んでまいりましたが、これについては改めたほうがよろしいというところで、今回訂正をさせていただいたというところでございます。当該の方につきましては、就学事務の始まる時期に通知もしておりますし、説明をさせていただきました。以上です。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） これまで、弾力化によって通学費の補助を出していた方については、特にそのような形では通知等連絡はしておりません。

○議長（加計雅章） 梅尾議員。

○5番（梅尾泰文） ですから、制度の変更するという場合は、新たにその該当する方には言ったけども、仮に今、小学校2年生の方に通学手当が出ていたら、その方は、卒業するまでは通学手当が出るんです。その方には当然出るんですから、出なくなるよということをする必要はないということに思っただろうと思いますけども、制度を変えたのであれば、そのことも当然周知をする必要がある。それがまさに公正・公平という教育長が言われたことになるわけですよ。片一方では、去年までは、制度に乗っかっておられたから、引き続いて卒業するまではします。だが新しく1年生になった子からはしませんよ、その方には周知しましたと、そういうことでは、それこそ本当に、もう一回言います、公正・公平ということにはなりにくい、ならないと私は思っています。ご答弁をお願いします。

○議長（加計雅章） 教育長。

○教育長（池田庄策） 公平・公正でないとは思っておりません。当然、この制度を導入して、通学費を補助するときには卒業するまでこの制度を行いますよということを伝えてありますので、改めて新しい方と同じような形で説明する必要はないと思います。以上です。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 15番、美濃です。2点伺います。1点は、歳入2ページ、地域住民生活等緊急支援交付金、地域創生先行型1000万ですけども、これは確認ですが、総合戦略を10月末までに提出することが条件なのか、また、その際必ず交付されるのか伺います。もう1点は、歳出の18ページ、商工振興対策事業、地域電子マネー使用環境整備補助金、これは県のプレミアムつき商品券発行モデル事業補助金を活用して、カード発行の使用環境を整備し、広島銀行が発行する地域電子マネーヒロカの町内での使用環境を整備するものと説明を受けております。これは各商店が読み取り処理端末装置を購入、設置に係る費用に対し、県補助金6万円にさらに上乗せして、町が1万円を補助するものであると説明を受けております。その点で、この地域電子マネーは、県内全域で使用でき、それでは北広島町の消費拡大にどの程度つながるのか、考えを伺いたい。もう一つは、その関係で、県内市町全てが補助上乗せしているのか、または、この上乗せが県の指導なのか、さらに実施しない市町はあるのか、あれば、どこなのか伺います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 地域住民生活等緊急支援交付金につきましては、議員が言われましたように、10月末までに総合戦略を策定をした市町に対して上限1000万円が交付されるというものでございます。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） それでは議員の質問に対してご回答していきたいと思っております。この地域電子マネー使用環境整備補助事業をやることによって、どの程度町内での消費があるかということをございますけれど、町内でのメリットということを考えてみたいというふうに思っております。先ほども議員のほうから言われましたように、この制度につきましては、県が国の交付金を活用して、広島県電子マネー方式プレミアムつき商品券発行モデル事業補助金を活用して行うものでございます。1つは、地域電子マネー発行业として、広島銀行がプレミアムつきのヒロカという電子マネーのほうを発行する事業でございます。もう1つが、地域電子マネー使用環境整備補助事業により商店街において地域電子マネーの使用を可能とする事業になります。ということで、町としましては、この地域電子マネー使用環境整備補助事業を活用して事業のほうを行っていききたいというふうに考えております。これにつきましては、キャッシュレス決済の普及を進めております北広島町の商工会からの要望等があり、県の地域電子マネー使用環境整備補助事業に呼応しまして事業を行っていくものでございます。ということで考えていったときに、メリット、町内でのこの事業を進めることのメリットはどういうことがあるかということになってくると思いますが、メリットとしましては、まず、キャッシュレス決済による商店街の販売促進、これは新規顧客の獲得、売り上げ向上を図る。このことよっての町内消費の拡大につながり、商店の売り上げ増になるというふうに思っております。また、もう1点、商工会が進めますキャッシュレス決済の普及を図るというメリットもあるというふうに考えております。上乘せの話でございますけれど、県の指導があったかという話でございますけれど、県の指導等はございません。町としましては、商工会からの要望等もありまして、キャッシュレス化を決済の普及を進める北広島町商工会からの要望もあり、今回、1万円の上乗せをさせていただき、町内消費の拡大につなげていきたいということでやっております。以上です。県内市町で上乘せの補助金を実施しないということでよろしいでしょうか。それについては、まだ県のほうにそういうことは確認しておりませんので、今につきましては、ちょっと回答ができません。

○議長（加計雅章） 15番、美濃議員。

○15番（美濃孝二） 企画課の答弁ありましたが、質問したときに、提出すれば必ず交付されるのかということも聞いたので、それについてもお答え願いたいんですが、もし11月以降になった場合は交付されないのか。万が一ですよ。その場合は、歳出で出されている芸北オークガーデンへの重機の設置等はできなくなるのかということもまず2点目に伺います。地域電子マネーのことですけれども、メリットはいろいろと言われましたけれども、北広島町にとって具体的にどうなのか、幾らぐらいなのかということが説明がありませんでした。商工会からの要望ということですが、他市町はわからないということですが、いろいろ聞いてるんですけど、全然ほかの市町ではそういう話を聞いておりません。じゃあどういいう会社がこの端末を設置するのかという点では、まだまだ非常に少ないわけです。多くの方が利用しているお店はほとんど別なカードを使っているわけです。メリットが本当にあるのかどうか。なぜ北広島町だけが、商工会の要望ということですが、なぜ上乘せしたのか、何聞いてもわからないんですよ。これはなぜかといいますと、この上乘せ分というのは税金なわけなので、きちっとしたメリットを説明しなければ、金額の高ではなくて、いけないんじゃないか。さらに、このプレミアム商品券は9月末までの申し込みになっています。さらに、それを抽せんして発行するというを本当に住民の方はどれだけ知っているのかということ、この周知、これについてもはっきり

としない。そういった点で、本当にメリットがあるよということ、さらに9月30日までの、この補正では30万で出してますけども、さらに広げていきますよというふうに方向、今後の方向いわれてますが、今後、端末を設置するということが生じた場合は、県は補助するのか、さらに町は上乘せをするのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 先ほど申し上げましたように、10月末までに策定したところに上限1000万円交付するというふうに伺っておりますので、その交付していただけるものというふうに思っております。もし万が一、その10月末までに策定できなかった場合どうなるかというお話ですけども、その上限1000万円という財源がなくなりますので、その歳出を組むということは難しいと思います。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 議員の質問の具体的にどのぐらいになるかということでございますけれど、これは金額というようなことなんでしょうか。費用対効果ですか。ヒロカにつきましたは、新聞等々で、皆さんも報道でご存じかもわかりませんが、8億円のプレミアム分、そして総額約40億円等々の販売をというふうに言われております。このことから考えますと、それを割っていくと、プレミアム分から割っていくと、1人が6万4000円ぐらいの発行になるのではないかというふうに思っております。そういうふうなことから考えていきますと、このものを持っておられる方が町内の読み取り機があるところのことを周知することによって使っていただけるわけですから、それなりの効果があるというふうには思っております。また、この制度の周知につきましてでございますけれど、これについては、県のほうの事業になりますので、県のほうでやられておりますけれど、じゃあ読み取り端末が設置し、どういうカードが利用できるかとか、それにつきましては、県からの情報がありましたら、町民の方に対しまして、この事業主体である商工会のほうと連携をして、周知のほうを図っていきたいというふうに思っております。来年度以降、これについて補助をするのかということでございますけれど、県につきましては、今年度だけのことであると思っておりますし、町としましても、この事業につきましては、上乘せについては、今の段階ではありますけれど、今年度限りというふうに思っております。

○議長（加計雅章） 美濃議員。

○15番（美濃孝二） 最後ですが、わかりました。地域創生先行型1000万円、先ほど10月末までに提出すれば、必ず交付されるのかと聞いたんですけども、上限額は、そういうことではいただけるものと思っているということなんですが、これは全国がやっけて、4割から5割の自治体がやっているわけですが、万一、いろんな事情で、例えば1000万円でない500万円だとか、支給はできませんよといった場合は、歳出のほうのオークガーデンの設置はなくなるのか、それでも執行するのかということをお願いしたい。カードについてですが、今年度だけということですけど、まだ、これ27社、お店では27カ所ですよ。本当に先ほど言ったようなメリットがあるのであれば、もっともっと来年度以降もやりますよと。それは、どれだけ補助は別にしても、県がやめたら町でもやりますよぐらいのことを考えるのが筋じゃないかと、メリットがあれば。当然、それは町民にとってもメリットがあるということになるわけですから、来年度以降について、もう一度確認をしたいと思っております。

○議長（加計雅章） 企画課長。

○企画課長（山根秀紀） 議員が言われましたように、上限1000万円ということですので、たくさんの市町が策定をされた場合、その1000万円が必ず交付していただけるのかというのは危惧がございます。その金額がはっきりした時点で、じゃあ歳出をどうするのかという部分について、また財政等々と協議しながら検討していくようになるというふうに思います。

○議長（加計雅章） 商工観光課長。

○商工観光課長（隅田好則） 来年度以降についてのことでございますけれど、端末機を設置することにより、ヒロカにつきましては来年の2月28日で終わりますけれど、設置したことにより、このキャッシュレス化を進めていく上で大きなメリットがあるというふうに思います。というのは、町のほうとしましても、今ユートにつきましては紙発行しておりますけれど、やはりそういう部分も含めてキャッシュレス化というところに行きたいというふうに思っておりますので、設置を今回、今年度30台ではありますけれど、設置をさせてもらうことによって、来年度以降も活用については、もっと研究をしなければいけませんけれど、そういうところにつきましては研究をさせていただき、活用をしていき、町内の商工業の振興のために役立てるようしていきたいというふうに考えております。

○議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

○議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第85号、平成27年度北広島町一般会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。暫時休憩をいたします。午後1時より再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 54分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（加計雅章） 休憩前に引き続き、会議を続けます。1名、ちょっと体調崩されて、欠席になりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 議案第86号 平成27年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（加計雅章） 日程第21、議案第86号、平成27年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討



論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第86号、平成27年度北広島町国民健康保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第22 議案第87号 平成27年度北広島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（加計雅章） 日程第22、議案第87号、平成27年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第87号、平成27年度北広島町下水道事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第88号 平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（加計雅章） 日程第23、議案第88号、平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第88号、平成27年度北広島町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議案第89号 平成27年度北広島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 議長（加計雅章） 日程第24、議案第89号、平成27年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第89号、平成27年度北広島町介護保険特別会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第25 議案第90号 平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（加計雅章） 日程第25、議案第90号、平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第90号、平成27年度北広島町簡易水道事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第91号 平成27年度北広島町電気事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（加計雅章） 日程第26、議案第91号、平成27年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第91号、平成27年度北広島町電気事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第27 議案第92号 平成27年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算（第1号）

- 議長（加計雅章） 日程第27、議案第92号、平成27年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第92号、平成27年度北広島町芸北財産区特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 議案第93号 平成27年度北広島町診療所特別会計補正予算（第1号）

- 議長（加計雅章） 日程第28、議案第93号、平成27年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第93号、平成27年度北広島町診療所特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第29 議案第94号 平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算（第1号）

- 議長（加計雅章） 日程第29、議案第94号、平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第94号、平成27年度北広島町情報基盤整備事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第95号 平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

- 議長（加計雅章） 日程第30、議案第95号、平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第95号、平成27年度北広島町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 議案第96号 平成27年度北広島町水道事業会計補正予算（第3号）

- 議長（加計雅章） 日程第31、議案第96号、平成27年度北広島町水道事業会計補正予算第3号を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと

認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）

- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第96号、平成27年度北広島町水道事業会計補正予算第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第32 議案第97号 工事請負契約の締結について

- 議長（加計雅章） 日程第32、議案第97号、工事請負契約の締結についてを議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）
- 議長（加計雅章） 挙手全員です。したがって、議案第97号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第33 請願・陳情等の常任委員会審査報告

- 議長（加計雅章） 日程第33、請願・陳情等の常任委員会審査報告を議題とします。本定例会で各常任委員会へ審査の付託を行っております。陳情等の審査の結果報告を求めます。文教厚生常任委員会、大林委員長。
- 文教厚生常任委員長（大林正行） 文教厚生常任委員会審査報告を行います。平成27年9月25日、北広島町議会議長、加計雅章様。9月8日、本会議において、本委員会へ付託されました次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。陳情第10号、件名、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める要請書。審査の結果は採択でございます。陳情第13号、少人数学級推進、教職員定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための意見書採択についての陳情書。審査の結果は採択でございます。なお、陳情第10号、第13号につきましては、意見書の提出を行います。以上でございます。
- 議長（加計雅章） 次に、産業建設常任委員会、宮本委員長。
- 産業建設常任委員長（宮本裕之） 産業建設常任委員会委員会報告をいたします。平成27年9月25日、北広島町議会議長、加計雅章様。産業建設常任委員会委員長、宮本裕之。委員会審査報告。9月8日、本会議において、本委員会へ付託された次の件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。事件の番号、要望第1号、件名、豊平中そば打ちクラブ、のご支援について。審査の結果は、採択であります。採択の理由として、この件名については、教育委員会として、北広島ふるさと夢プロジェクト事業の一環として取り組む計画をされています。よって、豊平中学校の特色ある学校づくりを推進

するためにも支援が必要であり、採択といたしました。議員皆様のご賛同をよろしくお願いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第34 陳情審査 陳情第10号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書（決議）の採択を求める要請書

○議長（加計雅章） 日程第34、陳情審査を行います。陳情第10号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書決議の採択を求める要請書を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより陳情第10号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書決議の採択を求める要請書を採決いたします。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、委員長の報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 陳情審査 要望第1号 「豊平中そば打ちクラブ」のご支援について

○議長（加計雅章） 日程第35、陳情審査を行います。要望第1号、豊平中そば打ちクラブ、のご支援についてを議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより要望第1号、豊平中そば打ちクラブ、のご支援についてを採決いたします。本件について、産業建設常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、委員長の報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 陳情審査 陳情第13号 少人数学級推進、教職員の定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための意見書採択について

○議長（加計雅章） 日程第36、陳情審査を行います。陳情第13号、少人数学級推進、教職員の定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための意見書採択についての陳情

書を議題とします。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより陳情第13号、少人数学級推進、教職員の定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るための意見書採択についての陳情書を採決いたします。本件について、文教厚生常任委員会委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、委員長の報告のとおり採択とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 発議第12号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について

○議長（加計雅章） 日程第37、発議第12号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○議会事務局長（佐伯孝之） 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書案。公的年金は、高齢者世帯収入の約7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しており、年金は、老後の生活保障の柱となっている。そのような中で、政府は、成長戦略である日本再興戦略などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求め、2014年10月31日、基本ポートフォリオが大きく変更された。またGPIFには、保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま見直しが進められていることは問題であると言わざるを得ない。リスク性割合を高め、年金積立金が棄損した場合、結局は被保険者、受給者が被害をこうむることになる。こうした現状に鑑み、本議会は、政府に対し、下記の事項を強く要望する。記。1. 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ確実な運用を行うこと。2. 国内債券中心の運用方法から、リスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼性を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を棄損しかねないため、責任の所在を明確にすること。3. GPIFにおいて、保険料拠出者である労使を初めとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映ができるガバナンス体制を構築すること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成27年9月25日、広島県北広島町議会、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣。

○議長（加計雅章） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。16番、大林議員。

○16番（大林正行） 16番、大林正行でございます。発議第12号、平成27年9月25日北広島町議会議長、加計雅章様。提出者、北広島町議会議員、大林正行、賛成者、北広島町議会議員、久茂谷美保之、同、梅尾泰文、同、真倉和之、同、田村忠紘。年金積立金の専ら被保

険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。趣旨。政府は、日本再興戦略などにおいて、年金積立金管理運用独立法人に対し、リスク性の高い資産割合を求めているが、高齢者世帯の多くは年金収入だけで生活しており、年金は、老後の生活保障の柱となっている。そのため年金積立金は、厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険者の利益のために長期的な観点から、安全かつ確実な運用を求めるものである。以上、議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（加計雅章） これで趣旨説明を終わります。これより質疑を行います、質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決いたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、発議第12号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第38 発議第13号 定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元にかかる意見書の提出について

○議長（加計雅章） 日程第38、発議第13号、定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元にかかる意見書の提出についてを議題とします。事務局が意見書案の朗読を行います。事務局。

○議会事務局長（佐伯孝之） 定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元にかかる意見書案、子供たちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことから、教育は、未来への先行投資であることが多くの国民の共通認識になっている。日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たり児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が大きくなっている。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要がある。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられた。その結果、自治体財政が圧迫されている。子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、本議会は、政府に対し、2016年度の予算編成に当たり、下記の事項を実施されるよう強く要望する。記。1. 少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、豊かな教育環境を整備するため、30人以下とすること。2. 教育の機会均等等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成27年9月25日、広島県北広島町議会、提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣。

○議長（加計雅章） これで意見書案の朗読を終わります。本案について趣旨説明を求めます。3番、久茂谷議員。

- 3番（久茂谷美保之） 趣旨説明を行います。発議第13号、平成27年9月25日、北広島町議会議長、加計雅章様。提出者、北広島町議会議員、久茂谷美保之、賛成者、北広島町議会議員、梅尾泰文、同、真倉和之、同、田村忠紘、同、大林正行。定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出について。標記の議案を次のとおり、地方自治法第112条及び北広島町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。趣旨。子供の学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠である。こうした観点から、政府に対して、少人数学級の推進及び義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元することを求めるものである。なお、本町の小学校のほとんどのクラスは30人以下となっているが、全国の状況に鑑み、意見書を提出するものでございます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。以上で、趣旨説明を終わります。
- 議長（加計雅章） これ趣旨説明を終わります。これより質疑を行います、質疑はありませんか。17番、宮本議員。
- 17番（宮本裕之） 17番、宮本でございます。意見書の案の文言の中に間違いがあるのではないかとということで、確認の意味で訂正を求めたいと思います。上から5行目、児童生徒数が大きくなっている、この文言は多くなっているが正しいんじゃないかと思います。そして、それからまた2段下がりにまして、また、三位一体改革と、これは三位一体改革という字になります。ここも間違いだと思いますので、訂正を求めたいと思います。
- 議長（加計雅章） 久茂谷議員。
- 3番（久茂谷美保之） 訂正し、直して意見書を提出いたします。ありがとうございます。
- 議長（加計雅章） ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます、これをもって質疑を終わります。これより討論を行います、討論はありませんか。討論なしと認めます、これをもって討論を終わります。これより本案について採決をいたします。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
- 議長（加計雅章） ご異議なしと認めます。したがって、発議第13号、定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出については、原案のとおり可決されました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。ここで、町長から発言の申し出がありますので、発言を許します。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 9月議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。9月8日の開会から本日までの18日間、議員の皆様におかれましては、終始熱心な調査、議論、審議のもと、提案をいたしました全ての議案につきましてご承認をいただき、誠にありがとうございました。本年度は、北広島町の未来を描くスタートの年であります。現在進めております平成28年度から5年間の北広島町総合戦略の策定、そして平成29年度から10年間の第2次の長期総合計画の策定に全力を注いでいく所存でございます。また、これから平成28年度当初予算の編成に取りかかってまいりますが、地方交付税の減少する中ではありますけれども、北広島町の将来につながる事業の展開を図るべく、施策の構築を行い、町民の皆さんが安心して生活できる場づくりを行ってまいりたいと考えております。今後とも町行政の運営につきまして、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。
- 議長（加計雅章） 閉会に当たり、一言申し上げます。本定例会は、9月8日に開会し、本日まで18日間にわたり、平成26年度決算関係議案を中心に、町政当面の議案ご審議いただきま



した。また、一般質問においては、特に、今回やはり地方創生、この質問がかなり集中をしたように思います。その中で、少し感じたことを述べさせていただきます。第1に、執行部側の答弁の中に、どうも目標が見えない。質問にもありましたが、定数、この北広島町の人口をどうするのか、何人ぐらいが適当であるのか、今2万人をちょっと切ってる。それを維持するのかどうか、ただ、今出ているのは統計だけで、何年後には幾らになる、相当人数が減るということだけを返答しておる。その辺はもう少し考えなきゃいけないんじゃないかなというような感想を持ちました。特に昨日、安倍政権が再び正式にということの中にも、日本の人口は1億人を切らないという一つの大きな目標のもとに、これからの計画を立てるというふうには、本町においても、やはり一つの大きな目標を掲げた上で、それにどうすれば、それが維持でき、また続けていかれるかということを実際に議会も執行部側も切磋琢磨しながら考えていかなきゃいけないんじゃないかなというふうな感じを受けました。ぜひともあらゆる要素を持ったすばらしい北広島町でありますので、ぜひとも、これから先もすばらしい、日本一住みやすい、また日本一すばらしい地域をつくるためにいま一番大事な時期に差ししかかっているように思います。ぜひとも執行部側、議会とも、それこそ切磋琢磨しながら、本当にすばらしい地域づくりのために邁進していくべきであろうというふうに思っております。本当に皆さんの活発なご意見と議論の中で、この今日の定例会閉会を迎えることができました。これもひとえに皆さんの精励によって、本日の閉会を迎えました。感謝するとともに、本当にご苦労さまでございました。ありがとうございます。ただ一つ、問題といいますか、匿名で抗議が入っております。ちょっと読ませていただきます。議会中と思われませんが、何度か役場へ行くことがありました。正面の駐車場が満杯で、場所探しに辛苦させられました。遠方から来られた方も駐車場探しに右往左往しておられるようでありました。よく見ると、議員が堂々と置いて玄関に向かっているではありませんか。駐車場が一杯なら、議員は町民のためにその場所を譲ってもいいんじゃないか。職員とか議員などは別の場所に駐車させ、来客者のための駐車場をしっかりと確保してください。誰のための役場なのかをよく考えてくださいということがありました。私も正面に置いております。これは、これから先、皆さんとともに反省の一環として、なるべく駐車場の様子を見て、我々の車は置くということを考えていかなければならないなというふうに反省をするところでもあります。こういったことが、町民は皆さん見っておりますので、どうかご容赦をお願いしたいと思います。それでは以上をもちまして、本定例会を閉じます。大変ご苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1時 39分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

北広島町議会議長

北広島町議会議員

北広島町議会議員